

平成 25 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 奥平 和良
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 法 務 部 長 原 豊
T E L 078-792-7419

ガバナンス監視委員会の廃止について

当社は、本日開催の取締役会において「ガバナンス監視委員会の廃止について」を決議しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

当社は、平成 21 年 1 月 9 日開催の取締役会において、当社の取締役会等の業務執行の状況を監視し、かつ、少数株主の利益にも配慮した適正なコーポレート・ガバナンスが構築されるよう監視・助言するため、社外にガバナンス監視委員会を設置する旨を決議いたしました。同委員会設置当時の当社におきましては、すべての取締役が辞任もしくは辞任予定であり、新たな経営体制が構築されるまでの間においては、取締役会等の業務執行の状況を監視し、かつ、少数株主の利益にも配慮した適正な業務執行に対する相互監視体制が脆弱であったことから、社外からの客観的な監視・助言が必要な状況にありました。このような状況下において、同委員会では、当社取締役会が株主総会に提案する取締役候補者の選定に対するチェックをはじめ、少数株主の利益にも配慮した適正な経営が行われているかどうかのチェックなどを定期的に行ってまいりました。

一方で、当社では、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 37 回定時株主総会において、新たに取締役 4 名が選任され、同日付けで奥平和良を代表取締役社長に選定しており、新たな経営体制のもと、取締役会の監視・牽制機能の強化等より実効性あるコーポレート・ガバナンス態勢の構築を進めてまいりました。具体的には、取締役会の運営方法の改善や、取締役会以外にも定期的に代表取締役及び監査役間での情報共有を図る機会を設けるなど、取締役会の相互監視・牽制機能及び監査役による監督機能の強化等に努めてまいりました。

これらの取り組みより、実効的なコーポレート・ガバナンス態勢が社内に構築されるに至り、ガバナンス監視委員会による社外からの客観的な監視・助言がなくとも、少数株主の利益にも配慮した適正な業務執行及び会社経営を行うことが可能な態勢が整ったことから、同委員会の委員とも協議の上、本日付けにてガバナンス監視委員会を廃止することといたしました。

当社は、今後もさらなるコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図り、コンプライアンスの向上に向けて取り組んでまいります。

以 上